

平成 31 年度 宗像市渡船事業運営審議会（第 1 回） ＜会議録＞

■日時・場所

- 日時：平成 31 年 4 月 24 日 14:00～16:00
- 場所：神湊港渡船ターミナル 2 階 会議室

■出席者

- 審議会委員

委員出欠表（■出席 □欠席）		
■待鳥委員	■川上委員	■松元委員
■佐藤委員	■田中委員	□東委員

- 事務局：高野交通対策課長、城戸渡船係長、松成主任主事

1. 開会

事務局城戸：事務局人事異動の報告（交通対策課長 秦康典⇒高野勝憲）
待鳥会長：開会のあいさつ（省略）

2. 議事

（1）消費税率改定に伴う渡船運賃改定の修正案について

待鳥会長：それでは、議事に入ります。議題（1）消費税率改定に伴う渡船運賃改定の修正案について、事務局より説明をお願いします。

事務局城戸：前回、御承認をいただいた渡船運賃の改定について、最終的には、4月の審議会で国からの指針を確認して決定するということにしていました。

今回、国から平成 31 年 4 月 16 日付け「一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金並びに運賃の上限に対する消費税（税率引き上げ分）の転嫁に関する実施要綱」（指針）が示されました。

これによりますと、消費税率引き上げ分の転嫁を実施する手続きといたしましては、「消費税率引き上げによるコスト上昇分（110/108）のみを転嫁するために運賃等の変更を行うこと」「端数処理については 10 円未満の端数を四捨五入により処理すること」を基本とし、「事業全体として（110/108）以内の増収率に収まるように調整すること」が原則と示されています。

調整は、原則として、「旅客運賃や自動車航送運賃等の種別ごとに増収が（110/108）以内に収まるように調整すること」「運賃ごとの調整が難しい場合は、複数の運賃等を併せた調

整、定期旅客運賃や往復割引による調整等を行い事業全体として 110/108 以内となるよう
に調整すること」と示されています。

考え方としては、今回の運賃改定は消費税率の増収率の範囲内に収め、消費税以外の要
因による値上げを同時実施する場合は、別に運輸局の認可を受けなければならない。とい
うことですから、前回の審議会で決定した内容（今回の値上げは消費税の改定分にとどめ、
その他の要因による便乗値上げはしない。）と大筋で変わりはありません。

ただし、前回の審議会では、10円未満の端数は切捨てと説明していましたが、端数に
ついては四捨五入が原則と示されましたことから、前回提示した額より10円高くなっ
たものがございます。

ここで、検討していただきたい事項がございます。 資料1-1をご参照ください。

「地島航路」の（片道）旅客運賃の白浜港～神湊港区間と泊港～神湊港区間の運賃ですが、
10円未満の端数を四捨五入すると、それぞれ端数が切上げされて400円が410円、
370円が380円となります。また、往復旅客運賃につきましても、現行運賃に消費税
率引き上げ分を適用いたしますと、640円が650円、570円が580円とそれぞれ
10円ずつ高くなり、「地島航路」の事業全体の増収率が消費税の改定率（110/108）を超
過する結果となります。資料1-2の「航路全体の増収率」にその結果を表しています。

このような場合、国からの指針によれば、先ほどご説明させていただいたとおり、定期
旅客運賃の割引率や往復割引による調整を行うことで事業全体として（110/108）以内に収
まるよう調整することとされていますので、「地島航路」の定期旅客運賃や往復旅客運賃を
調整することにより、「地島航路」事業全体として（110/108）以内に収めることが可能と
なります。資料1-2の「航路全体の増収率」に調整後の結果を表しています。

従いまして、「地島航路」の白浜港～神湊港区間の片道旅客運賃は410円、泊港～神湊
港区間の片道旅客運賃については380円とし、往復旅客運賃につきましては、事業全体
の改定率が（110/108）に収めるよう調整した額として、白浜港～神湊港区間は640円、
泊港～神湊港区間につきましては、570円とする案に、また、定期旅客運賃につきまし
ても、「白浜港～神湊港間」「泊港～神湊港間」「白浜港～泊港」の通勤定期・通学定期の割
引率に関して、「4割引」を「4割2分引」に、「4割3分引」を「4割5分引」に、「6割引」
を「6割2分引」に、「6割2分引」を「6割4分引」に、「6割4分引」を「6割6分引」
にそれぞれ調整した額として修正させていただいている。

なお、「大島航路」につきましては、このような調整を行う必要がなく、「大島航路」事
業全体として、（110/108）の増収率に収まる引き上げ幅となっております。

以上、前回の提示価格と異なりますが、国からの指針を踏まえ、地島航路の事業全体の
増収率が、消費税引き上げ分の改定率に収まるよう調整するという内容に修正提案させて
いただいている。

最終的には、市議会での議決と運輸局の認可が必要となります。今説明した考え方によ
り、本審議会の答申では、資料2 答申書（案）のように考えています。

待鳥会長：ありがとうございました。前回から変わった点を要約しますと、国が示す消費税（税率引き上げ分）の転嫁に関する実施要綱に基づき、10円未満の端数の取り扱いについては、端数切捨てから四捨五入に変更したことで、前回よりも10円高くなっているものがあるということ。

地島航路の旅客運賃については、事業全体の増収率が消費税の改定率を超えるため、国からの指針に基づき、定期旅客運賃や往復割引運賃を調整することで、事業全体の増収率を消費税の改定率に収まるよう調整を図ったということですね。

事務局城戸：そのとおりです。

待鳥会長：それでは、質問から伺います。何かわからなかつた点などがあればお願ひします。

松元委員：今回の料金改定は消費税が8%から10%に増えることに伴う改定にも関わらず、例えは地島（白浜～神湊）1月定期運賃のように、消費税が上がったのにもかかわらず運賃が下がるというは理屈に合わないのではないかですか。現在の運賃よりも減るのは何故ということにはなりませんか。

事務局城戸：おっしゃるとおりで、せめて同額なら説明がしやすいのですが、割引運賃を据え置いて計算をすると、事業全体見込みで 110/108 を超えてしまいます。どうしても事業全体で調整するとなると割引運賃の据え置きでは収まらなかつたため、割引率で調整しました。

待鳥会長：この割引率は両方の島で合わせているのですか。

川上委員：大島は増収範囲内に収まっているので、扱っていないです。

田中委員：ということは元から運賃が高かったということですか。

事務局城戸：そういうことではなく、運賃が小さいので影響していなかつたのです。本来上げなくてはならない運賃を四捨五入で据え置くことになると、その差額は市が負担することになります。今回、切捨て分を切上げにすると 110/108 を超えてしまいます。市がもらい過ぎている状態になります。

松元委員：地島航路は通勤通学の割合が低いと。小さいのでこのような結果になるということですよね。そうなのですが、これはやはり現状維持であるべきでは。値下げはいかがなものか。

川上委員：取り過ぎはダメという国の指針を守らなくてはならないので割引運賃で調整するしかないのです。その指針をクリアするためにこのような微調整をしないと認可が受けられないのです。

待鳥会長：資料中の人数は実績なのですか。

事務局城戸：そうです。

佐藤委員：増収率が 110/108 に収まらなければ認可を得られないということでしょうか。

事務局城戸：そうです。運賃改定には認可が必要になります。

待鳥委員：指定区間の場合、認可というものがあり、届け出が必要になります。今回の指針のように必要な要件を守らないといけないのです。

佐藤委員：おそらくこの議論は、市議会の方でも起こる議論じゃないですか。しっかり説明できるようにしておかないといけません。

事務局高野：改定のやり方は国の指針に沿った結果であり、市の意図ではない旨理解いただきたいと思います。

待鳥会長：増税の分がちゃんと収入に入るという部分は問題がないけど、割引率のあり方については説明しないといけないのかと思います。

松元委員：地島の方からは苦情が出ないでしょうが、大島の方から苦情が出るのでは。

佐藤委員：苦情が出るかもしれません、しっかりと説明できる根拠をもっていれば。ただし、国の指針を説明して納得してもらえるかどうか。

田中委員：本土からの一般旅客の方は高くなるのですよね？一方、島民はほとんどが現行より運賃が下がるケースが多い

川上委員：補助航路は島民を主に考えているところがあります。確かにおっしゃられるような部分はあるかとは思います。

田中委員：前の運賃がおかしかったのでしょうか。

松元委員：そうではなく、地島航路の場合、通勤通学の比率が非常に低いのだと思います。

待鳥会長：質問ですが、往復運賃は島からでも本土側からでも買えるのですか。

事務局城戸：島からだけです。本土からは買えません。

事務局高野：前回の消費税 5 %から 8 %になる時のことを確認したのですが、その時はきれいに収まるかたちでした。今回は 3 %ではなく 2 %で、どうしても調整が発生してしまう状況です。どの運賃で調整するかというと、この定期運賃往復運賃が適当であると考えています。

松元委員：前回は端数切捨てですか。

事務局高野：いえ、四捨五入でした。

待鳥会長：この運賃改定には運輸局の認可が必要とのことでしたが。川上委員いかがですか。

川上委員：宗像市のこの案が私ども運輸局に上がっておりまして、現在中身を審査し

ております。考え方は正しいので、ここから大きくは変わらないと思いますが、精査の結果若干変わる可能性もある。

松元委員：この後、市議会に諮るのでしょうか。しっかり説明できないと。

事務局高野：先ほど説明したように、基本的なルールに沿った結果として説明するしかないと思っています。

川上委員：一部2分引きではなく、全体1分引きでできなかったのか。微調整できる気がしますが。

待鳥会長：しっかり説明できるように調整をお願いします。特に安くなる部分、増税改定なのに下がる部分ですので。

事務局城戸：計算して資料を出すので5分休憩をいただきます。

（14：55-15：00 試算のため休憩）

（佐藤委員急用により退席）

事務局城戸：4割1分での試算を作成しました。定期1ヶ月（白浜～泊）が安くなる案です。これは実利用のない料金区分です。また、定期3ヶ月（泊～神湊）の運賃が下がっています。

川上委員：利用がないのなら収入UPしないので、現行のままで良いのではないですか。

事務局高野：4割1分で計算しましたが、総額ではこれでも3,505円上回ります。

川上委員：3,505円を他の運賃で調整できないでしょうか。例えば特殊手荷物など。

事務局高野：その場合、調整のため原則四捨五入のところを切り捨ててもよいでしょうか。

川上委員：全体は四捨五入で、ここだけ切捨てというのはできないと思います。基本的な考え方を踏襲していただかないといけないので。

事務局城戸：特殊手荷物だと数が少なすぎて3,505円に達しません。

川上委員：貨物運賃はどうでしょうか。

事務局高野：もともとの金額が低く、件数も少ないので難しいです。

事務局高野：定期運賃を4割1分を4割1分5厘でも良いでしょうか。

川上委員：運輸局としては大丈夫です。

事務局城戸：それでは、再度計算して資料を出すので5分休憩をいただきます。

（再度試算のため休憩）

事務局城戸：試算2の資料です。一律で調整すると現行運賃を下回る運賃が発生するので、また、割引率が通学定期と通勤定期で違うので、割引率が大きい通学を4割1分、通勤を4割1分5厘とすると、全体の増収率では收まります。

事務局高野：なおかつ現行運賃を下回るところは出てこないことになります。

川上委員：適用の問題があり、地島通勤定期1ヶ月という同カテゴリ内で区間に4割1分5厘と4割と、率が異なるのはできないかもしれません。しかし1ヶ月定期と3ヶ月定期の違いはできるかもしれません。

事務局城戸：事実上販売は出てこないので、金額が下がっても説明はできると思います。

川上委員：説明できるならよいかと思います。

待鳥会長：総括。概ね整理がつきましたし、一般の方にも説明しやすい形になりましたので、これで良いかと思います。みなさんいかがでしょうか。

一同：異議なし

待鳥会長：この後の微調整は事務局に一任します。

事務局高野：変更あれば文書で連絡します。

一同：合意

（2）今後のスケジュールについて

待鳥会長：それでは、次の議題に参ります。

事務局城戸：「大島・地島航路の航路改善と新船の建造」に関する今後の審議スケジュールといたしましては、平成30年度において、3回にわたってご審議いただいて、委員の皆さまからさまざまなお意見を頂戴しているところであります。

また、市におきましても、先般（4月5日）に開催された市の意思決定機関である「庁議」において、「航路改善計画」について報告したところであります。その中で、島民のみなさまがたへの丁寧な説明と観光振興部門との緊密な連携の必要性などについて指摘を受けているところであります。

事務局といたしましても、拙速に答申を求めるものではないと考えておりますので、今後、「大島」「地島」両島民の皆様への説明会の開催、市内部における関係各課との協議、関係機関との協議・調整を行いつつ、本審議会での審議を進めてまいりたいと考えておりますが、次回開催まではお時間をいただきたいと思います。市の方針決定、予算や議会、運輸局への申請・認可という段取りを考えますと、本年中に結論、答申をいただきたいと思います。会議の開催といたしましては、あと2回もしくは3回の審議を考えているところであります。今後も、審議会開催にあたりましては、委員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします

待鳥会長：ありがとうございました。

事務局から今後の予定について説明がありましたが、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いします。

一同：異議なし

それでは、本日予定された議事は全て終了したと思いますが、事務局よろしいでしょうか？

事務局城戸：ありがとうございました。

以上で、本日予定していた議事は終了しましたので、最後に会長の閉会のあいさつで今回の審議会を終えたいと思います。

待鳥会長お願いします。

3.閉会

待鳥会長：閉会のあいさつ（省略）

事務局城戸： それでは、本日の渡船事業運営審議会を閉会します。

なお、次回の審議会の日程については、あらためて各委員にスケジュールを伺ってから決めたいと思っていますのでよろしくお願ひします。では、委員の皆様、ありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証します。

2019年5月24日

議事録署名人 松元敏博 

議事録署名人 佐藤隆教 